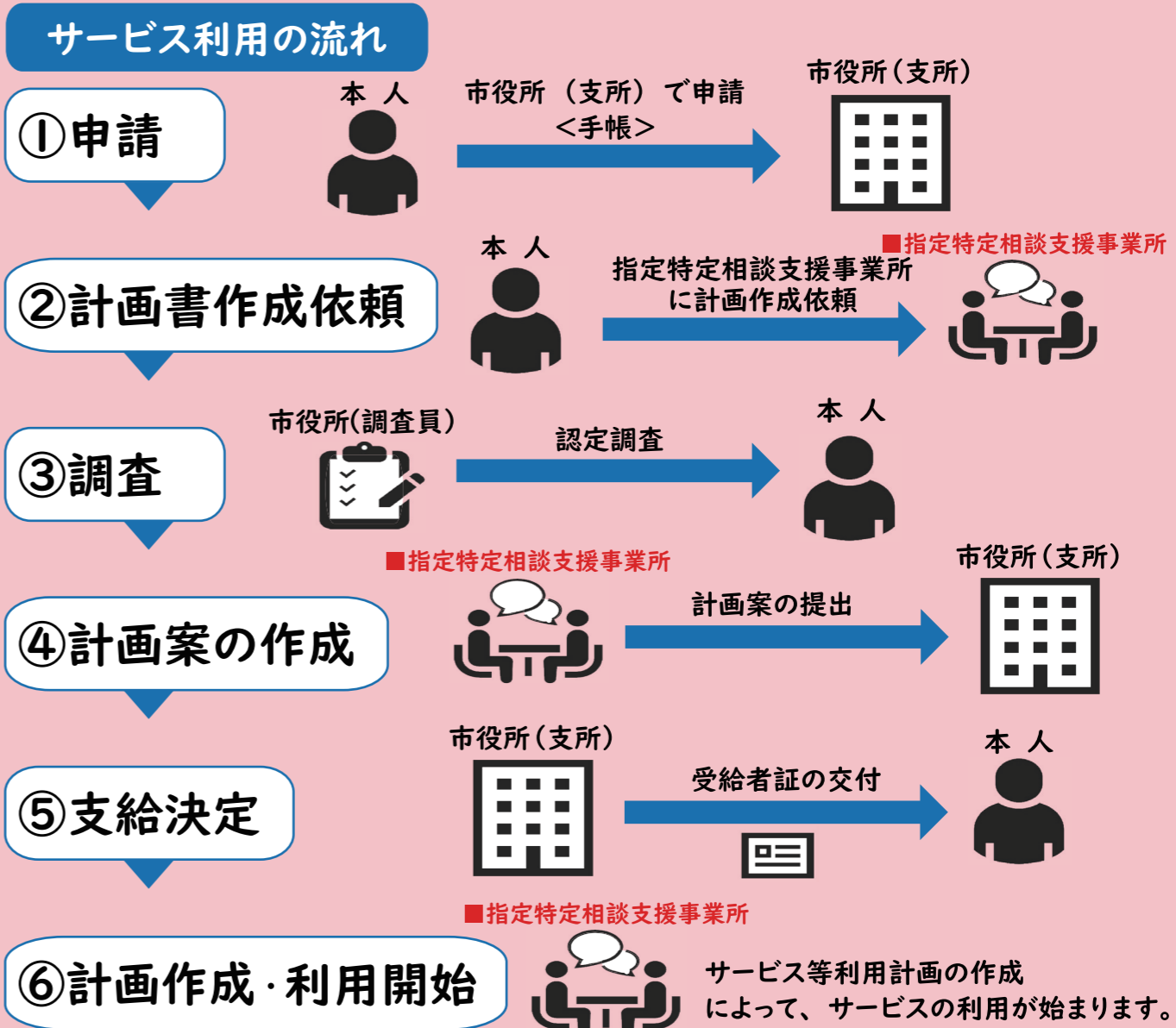


※主に重症心身障害児が利用する施設

施設名	所在及び連絡先	児童	放デイ	訪問
カラフル	飯盛町 ☎48-1200	○*	○*	
サニーキッズいさはや	泉町 ☎42-3239	○	○	
COMPASS.Sunny	泉町 ☎47-5238	○	○	
おひさま	上野町 ☎22-0333	○		○
児童発達支援事業「障害児通所ひまわり」	有喜町 ☎28-3131	○*	○*	
リタの心 療育学苑	宇都町 ☎21-3122	○	○	○
第二リタの心 療育学苑	永昌東町 ☎47-6710		○	
オトナリ	栄田町 ☎42-4665	○	○	○
まごころ塾	御手水町 ☎24-8686		○	○
諫早市手をつなぐつくしっ子	小船越町 ☎46-5885	○		
手をつなぐ多機能型事業所つくし	小船越町 ☎46-5885		○	
キッズポート ケイコム	貝津町 ☎28-9950		○	
オリジン	川床町 ☎47-5800	○	○	
こはる 久山台	久山台 ☎46-5319		○	
くやまドレミ	久山町 ☎47-9717	○	○	
みさかえの園児童発達支援センター	小長井町 ☎34-3113	○*	○*	○
にじいろ・Kids	幸町 ☎56-8321	○	○	
みらい学童しるみ	城見町 ☎21-0204		○	
キッズスペース こころ	多良見町 ☎49-2424		○	
COMPASS 多良見	多良見町 ☎43-5538	○	○	
あいひ 多良見	多良見町 ☎46-3426		○	
キッズサポート おれんじ	多良見町 ☎49-2255		○	
キッズスペース のぞみ	天満町 ☎51-5659		○	
ふぁみりステーション・クレール	天満町 ☎070-2797-6225	○	○	
わくわく広場	長田町 ☎20-4120	○	○	○
児童デイサービス めいほう	西栄田町 ☎090-2096-1235	○*	○*	
ふわり諫早	西里町 ☎47-5758	○	○	
PARK ふたばっこ	福田町 ☎46-3036	○	○	
このゆびとまれジュニア	福田町 ☎21-6050	○	○	
キッズサポートちえの和	福田町 ☎47-9392		○	
チャイルドハート諫早アウル	福田町 ☎35-6666		○	
このゆびとまれカレッジ	福田町 ☎56-9641		○	
ほんわか	福田町 ☎56-8837		○	
PARK くるむ	福田町 ☎22-2644		○	
このゆびとまれミドル	福田町 ☎21-6050		○	
COMPASS発達支援センター諫早	船越町 ☎56-9328	○	○	
ぶれいらんど本町	本町 ☎090-7446-9273		○	
キッズスペース きらり	真崎町 ☎49-8833		○	
キッズスペース みらい	真崎町 ☎49-8833		○	
諫早ワークス	目代町 ☎24-6145		○	

障害福祉サービス利用ガイド



※サービスの内容によっては、審査会の判定が必要になり決定までに1~2か月ほどかかります。

相談する

■指定特定相談支援事業所

名称	所在及び連絡先	名称	所在及び連絡先
アエル	上野町 ☎070-2385-0565	バルーン	幸町 ☎46-5707
うきうきサポートセンター	有喜町 ☎28-0011	スマイルサポート	高来町 ☎32-2535
花ゆめ	小川町 ☎080-3369-4732	さん・さん諫早	天満町 ☎56-8133
まごころ	御手水町 ☎24-8787	オリーブ	土師野尾町 ☎47-6007
手をつなぐ相談支援	小船越町 ☎46-5481	コンパスサポート諫早	船越町 ☎56-9328
アイ	幸町 ☎24-0778		

- 【発達障害に関する相談】 長崎県発達障害者支援センターしおさい 永昌東町 ☎22-1802
- 【聴覚に障害がある方の相談】 長崎県聴覚障害者情報センター 長崎市橋口町 ☎095-847-2681 FAX095-847-2572
- 【働くこと、生活すること、一体的な相談】 長崎障害者就業・生活支援センター 本町 ☎35-4887

いくらかかる? ➡ 基本は1割負担

サービス費用 100,000円 → 利用者負担 10,000円 (1/10)

収入	月々の支払い
生活保護世帯・低所得(住民税非課税)世帯	負担額 0円
住民税所得割 28万円(年収が890万円くらい)までの世帯	負担上限額 4,600円
住民税所得割 28万円以上の世帯	負担上限額 37,200円

収入	月々の支払い
生活保護世帯・低所得(住民税非課税)世帯	負担額 0円
住民税所得割 16万円(年収が600万円くらい)までの世帯※	負担上限額 9,300円
住民税所得割 16万円以上の世帯	負担上限額 37,200円

所得に応じて上限あり

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。